

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱の一部を改正す訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

白川町長 佐伯正貴

白川町戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱の一部を改正する訓令

白川町戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱（平成15年白川町訓令乙第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸籍情報システム <u>サーバー室</u>（<u>白川町電子計算組織管理運営規則（平成元年白川町規則第14号）第16条に規定する「サーバー室」をいう。以下同じ。</u>）に設置した戸籍専用コンピュータにより現在戸籍、除かれた戸籍（以下「除籍」という。）、附票及び人口動態調査票等の戸籍関連事務を行うシステムをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表（第14条関係）</p> <p>戸籍情報システムに係る機器及びソフト等の保管一覧</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸籍情報システム <u>電算室</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>に設置した戸籍専用コンピュータにより現在戸籍、除かれた戸籍（以下「除籍」という。）、附票及び人口動態調査票等の戸籍関連事務を行うシステムをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表（第14条関係）</p> <p>戸籍情報システムに係る機器及びソフト等の保管一覧</p> <p>【別記1 参照】</p>

附 則

この訓令は、令和8年1月13日から施行する。

【別記1】

改正後

別表（第14条関係）

戸籍情報システムに係る機器及びソフト等の保管一覧

区分	管理責任者	プライバシー保護	内容
戸籍用サーバー	保護管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室内の施錠できる戸籍専用ラックに設置 ・サーバー室内の施錠できる戸籍専用ラックの鍵の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバーは、サーバー室内の施錠できる戸籍専用ラックに設置し、保護管理者が戸籍専用ラックの鍵を管理する。 ・サーバーを起動する者は、保護管理者の任命した取扱職員とする。

改正前

別表（第14条関係）

戸籍情報システムに係る機器及びソフト等の保管一覧

区分	管理責任者	プライバシー保護	内容
戸籍用サーバー	保護管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・電算室__内の施錠できる戸籍専用ラックに設置 ・電算室__内の施錠できる戸籍専用ラックの鍵の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバーは、電算室__内の施錠できる戸籍専用ラックに設置し、保護管理者が戸籍専用ラックの鍵を管理する。 ・サーバーを起動する者は、保護管理者の任命した取扱職員とする。